

須崎市監査委員告示第 3 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、令和 2 年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表します。

令和 3 年 12 月 20 日

須崎市監査委員 畠 中 健 治

須崎市監査委員 高 橋 祐 平

令和2年度

財政援助団体及び指定管理者  
監査結果報告書

須崎市監査委員  
(令和3年 実施)

## 目次

第1 財政援助団体監査結果報告書	1
I 監査の概要	1
II 監査の結果並びに意見	2
団体名 1-1:一般社団法人須崎市観光協会	3
団体名 1-2:一般社団法人須崎市観光協会	5
団体名 2:眞蔦 直子	7
団体名 3:すさきオープンウォータースイミング補助金	9
第2 指定管理者監査結果報告書	11
I 監査の概要	11
II 監査の結果並びに意見	12
施設管理者:	

# 第1 財政援助団体監査結果報告書

## I 監査の概要

### 1. 監査を実施した監査委員

畠 中 健 治

高 橋 祐 平

### 2. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査

### 3. 監査の対象

令和2年度に須崎市が補助金、交付金等の財政的援助を与えている団体の出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るものの執行状況について次の団体等を監査の対象とした。

なお、監査の対象は事前に複数の財政援助団体を抽出し、所管課並びに関係団体に対してチェック・シートによる予備調査を実施した上で決定したものである。

#### 財政援助団体（補助金交付団体）

No	団体名等	補助金の名称
1-1	一般社団法人 須崎市観光協会	令和2年度須崎市観光促進事業費補助金
1-2		須崎市観光需要回復促進事業費補助金
2	眞 蔦 直子	令和2年度須崎市産業振興支援事業費補助金
3	すさきオープンウォータースイミング実行委員会	すさきオープンウォータースイミング補助金

### 4. 監査の範囲

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

### 5. 監査の期間

令和3年8月2日から令和3年9月29日まで

## 6. 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、財政援助団体及び所管課から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、並びにそれぞれの関係者及び関係職員から説明を求め、質疑を行うとともに、必要に応じて現地に出向く等して監査を実施した。

### (1) 【所管課】

- ア 補助金等の交付決定は、法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確なもので、公益上の必要性が認められるか。
- ウ 補助金等に関する条件の内容は明確なものか。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正なものか。
- オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等に基づいているか。
- カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

### (2) 【財政援助団体】

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計処理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。
- ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

## II 監査の結果並びに意見

監査した結果、財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、これ以外にも監査時において、公表にまでは至らない軽微な事項については、口頭で改善を指導した。

## 団体名 1-1：一般社団法人 須崎市観光協会

---

### 1 補助金の概要

- (1) 補助金の名称 令和2年度須崎市観光促進事業費補助金
- (2) 事業名 令和2年度須崎市観光促進事業
- (3) 補助金交付額 5,600,000円
- (4) 所管課 元気創造課

### 2 補助金の目的

これまでの学生団体の教育旅行の受入れに加え、新たに個人客や外国人旅行者、大学生に向けて須崎市観光を提供することを目的とし、受入れ体制の整備や観光情報の広報広聴を行う。また、須崎まつり等のイベントへも参画する。

### 3 補助事業の内容

- ・体験観光客の受入れ
- ・体験観光客受入れ体制の構築
- ・観光情報の収集及び発信
- ・地域観光商品等の企画・造成・販売
- ・地域観光に係る人材の育成
- ・インバウンド対策

### 4 補助金の経理

補助金は、次表のとおり収入されていた。

補助金の収入状況等				
				(単位:円)
交付方法	収入年月日	収入金額	戻入年月日	戻入金額
概算払	令和2年4月17日	6,500,000	令和3年3月31日	900,000

## 5 補助対象事業の決算状況

補助対象事業の決算状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

収 入	金 額	支 出	金 額
市補助金	5,600,000	職員給料他	5,808,646
市委託金	5,500,000	広告宣伝費	1,868,900
体験観光事業	1,827,090	交際費	17,050
その他収入	38,380	旅費	48,320
繰入金	215,740	水道光熱費	176,339
		通信費	390,605
		体験旅行誘客手数料	150,733
		体験手数料	1,329,400
		租税公課	55,960
		消耗品費他	679,226
		賃借料	2,170,044
		その他 経費	485,987
合 計	13,181,210	合 計	13,181,210

## 6 補助金の使途

当補助金の補助対象経費は、主に職員給料他、広告宣伝費、体験手数料、賃借料である。

当補助金が補助対象以外に充当された事実は見受けられなかった。

## 7 監査の結果並びに意見

交付申請書、事業計画書、収支予算書、事業実績報告書、収支精算書及び補助金の出納に関する収支関係証拠書類を調査したところ、補助金に係る収支の会計経理など、出納その他の事務は、適正に執行されているものと認められた。

## 団体名 1-2：一般社団法人 須崎市観光協会

---

### 1 補助金の概要

- (1) 補助金の名称 須崎市観光需要回復促進事業費補助金
- (2) 事業名 須崎市観光需要回復促進事業
- (3) 補助金交付額 6,575,580 円
- (4) 所管課 元気創造課

### 2 補助金の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいる観光について、観光需要回復に向け PR することを目的とし、JR 四国が実施する観光列車「時代の夜明けのものがたり」で来訪する観光客に対して、須崎市の特産品 PR およびおもてなしを行う。

### 3 補助事業の内容

#### ・観光列車乗客へのおもてなし業務

乗客へのお土産やパンフレットなどの配布、地元中学生による演奏、地元有志による歌や踊りでのおもてなしなどの依頼調整

### 4 補助金の経理

補助金は、次表のとおり収入されていた。

補助金の収入状況等				
				(単位:円)
交付方法	収入年月日	収入金額	戻入年月日	戻入金額
概算払	令和2年7月30日	5,000,000	令和3年3月31日	1,424,420
概算払	令和2年12月15日	3,000,000		

## 5 補助対象事業の決算状況

補助対象事業の決算状況は、次表のとおりである。

### 補助事業費決算状況

(単位：円)

収 入	金 額	支 出	金 額
市補助金	6,575,580	報償費 旅費 需用費 役務費 委託費	60,000 103,680 4,676,870 85,580 1,649,450
合 計	6,575,580	合 計	6,575,580

## 6 補助金の使途

事業費補助金の対象経費は、活動に係る諸経費である。

当補助金が補助対象事業以外に充当された事実は見受けられなかった。

## 7 監査の結果並びに意見

交付申請書、事業計画書、収支予算書、事業実績報告書、収支精算書及び補助金の出納に関する収支関係証拠書類を調査したところ、補助金に係る収支の会計経理など、出納その他の事務は、適正に執行されているものと認められた。

## 団体名 2：眞蔦 直子

---

### 1 補助金の概要

- (1) 補助金の名称 令和2年度須崎市産業振興支援事業費補助金
- (2) 事業名 人と人をつなぐ、ご縁結び食堂「まじま食堂」
- (3) 補助金交付額 1,000,000 円
- (4) 所管課 元気創造課

### 2 補助金の目的

高齢者・子育て世代を食によって支援することを目的として、まちなか学舎のシェアキッチンを拠点として活動する「まじま食堂」の創業支援のため

### 3 補助事業の内容

- ・お惣菜の製造販売  
日曜市などでのお惣菜の販売
- ・食関連イベント参加
- ・イベント主催（料理教室・みんなでご飯を食べる会）  
子どものお弁当教室や、伝統料理を作るワークショップの開催
- ・食堂開店  
定期的に食堂を開き、地域コミュニティの形成、賑わいづくりの貢献
- ・出張料理

### 4 補助金の経理

補助金は、次表のとおり収入されていた。

補助金の収入状況等				
				(単位:円)
交付方法	収入年月日	収入金額	戻入年月日	戻入金額
概算払	令和2年9月18日	1,000,000		

## 5 補助対象事業の決算状況

補助対象事業の決算状況は、次表のとおりである。

### 補助事業費決算状況

(単位：円)

収 入	金 額	支 出	金 額
市補助金	1,000,000	需用費 消耗品費	953,249
自己資金	18,049	(調理用品、食器等)	
		役務費	33,700
		使用料および賃借料	31,100
合 計	1,018,049	合 計	1,018,049

## 6 補助金の使途

事業費補助金の対象経費は、食堂で使用する調理用品、食器等である。

当補助金が補助対象事業以外に充当された事実は見受けられなかった。

## 7 監査の結果並びに意見

交付申請書、事業計画書、収支予算書、事業実績報告書、収支精算書及び補助金の出納に関する収支関係証拠書類を調査したところ、補助金に係る収支の会計経理など、出納その他の事務は、適正に執行されているものと認められた。

## 団体名 3：すさきオープンウォータースイミング実行委員会

### 1 補助金の概要

- (1) 補助金の名称 すさきオープンウォータースイミング補助金
- (2) 事業名 すさきオープンウォータースイミング 2020 事業
- (2) 補助金交付額 116,900 円
- (3) 所管課 生涯学習課

### 2 補助金の目的

オープンウォータースイミングの開催を通じて、参加者に須崎市の自然を満喫してもらいながら、生涯スポーツの振興を図るとともに、須崎市および浦ノ内地区の PR と地域の活性化を図る。

### 3 補助事業の内容

- 1. 会議の開催  
実行委員会を 3 回開催
- 2. すさきオープンウォータースイミング 2020 の開催  
令和 2 年 10 月 17 日、18 日
- 3. オープンウォータースイミング関連事業の開催および合宿の受入

### 4 補助金の経理

補助金は、次表のとおり収入されていた。

補助金の収入状況等				
				(単位:円)
交付方法	収入年月日	収入金額	戻入年月日	戻入金額
概算払	令和2年5月15日	4,600,000	令和3年3月31日	4,483,100

## 5 補助対象事業の決算状況

補助対象事業の決算状況は、次表のとおりである。

### 補助事業費決算状況

(単位：円)

収 入	金 額	支 出	金 額
繰越金	968,492	募集等事務関係費	307,055
協賛金	1,600,000	印刷製本費	254,760
市補助金	116,900	スィムキャップ等	262,820
レセプション参加費	0	郵送料	18,385
参加料	831,345	会議費	258,231
雑入	38	安全管理費	570,605
		委託料	771,606
		表彰費	405,834
		障害保険	9,256
		レンタル費	47,740
		データ管理費	355,960
		海上施設設置費	68,747
合 計	3,516,775	合 計	3,330,999

令和2年度 185,776円黒字決算（次年度へ繰越）

## 6 補助金の使途

事業費補助金の対象経費は、すさきオープンウォータースイミング2020事業開催のための会場関係、事務費関係、委託料関係、雑費に係る経費である。

当補助金が補助対象事業以外に充当された事実は見受けられなかった。

## 7 監査の結果並びに意見

交付申請書、事業計画書、収支予算書、事業実績報告書、収支精算書及び補助金の出納に関する収支関係証拠書類を調査したところ、補助金に係る収支の会計経理など、出納その他の事務は、適正に執行されているものと認められた。

## 第2 指定管理者監査結果報告書

### I 監査の概要

#### 1. 監査を実施した監査委員

島 中 健 治

高 橋 祐 平

#### 2. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による指定管理者監査

#### 3. 監査の対象

指定管理者

公の施設名	指定管理者	所轄課
※ 予備調査により選考団体無し		

#### 4. 監査の範囲

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの公の施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

#### 5. 監査の期間

令和3年8月2日から令和3年9月29日まで

#### 6. 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては、事前に所管課に対するチェック・シートを使用した予備調査を事前に行うとともに、~~監査対象に示した公の施設の所管課及び指定管理者から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、並びに現地調査及びそれぞれの関係者、関係職員から説明を受け、質疑を行うなかで監査を実施した。~~

(1) 【所管課】

- ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正かつ公正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- カ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- キ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

(2) 【指定管理者】

- ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用促進のための努力はなされているか。
- エ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。  
また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- オ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。  
また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- カ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

## II 監査の結果並びに意見

※ 予備調査により選考団体無し